

働く人のための

## 職場のお悩みQ&A

仕事上で直面するトラブルや悩みにお応えします。

問合 産業振興課 / TEL674-7411

ID 004265



監修：  
大阪府社会保険労務士会  
大阪北摂支部

**Q** 昨年10月から政府が行っている「130万円の壁」への対応とはどのようなものですか？



**A** 配偶者に扶養される人が年収130万円以上になると、年金・健康保険の面で配偶者の扶養から外れ、国民年金・国民健康保険料を支払うことになり、負担が増えます（従業員数100人以下の会社など）。そのため、保険料の負担を防ごうと年収130万円未満になるように働く時間を調整しているケースも見受けられます。

こうした事案に対応するため、繁忙期の労働時間延長な

どの増収により、年収130万円以上となるパート・アルバイトで働く人は、事業主が一時的な収入変動であることを証明することで、引き続き配偶者の扶養に入り続けることが可能になりました。一時的な収入変動として認められるのは連続2年までです。詳細は、加入している健康保険組合などへお問い合わせください。